

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成25年4月25日

京都市長 門川 大作

- 1 公売（入札）開始日時
平成25年5月28日午前11時00分
- 2 公売（入札）締切日時
平成25年5月28日午前11時30分
- 3 公売及び開札の場所
京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8
京都市下京区役所 4階会議室
- 4 公売の方法
入札
- 5 公売保証金の納付期限
平成25年5月28日午前11時20分
- 6 開札の日時
平成25年5月28日午前11時30分
- 7 売却決定の日時
平成25年6月4日午前11時00分
- 8 売却決定の場所
京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8
京都市下京区役所 4階会議室
- 9 買受代金の納付期限
平成25年6月4日午後3時00分
- 10 買受人の資格その他の要件
国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
- 11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は，現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で，京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し，売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し，次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には，売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は，買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は，買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので，取得後の毀損，焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は，買受人の負担となります。
- (7) 市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は，いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は，行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財 8

2 見積価額

7,210,000円

3 公売保証金

730,000円

4 公売財産の表示

所 在 京都市左京区岩倉幡枝町 331番地

家屋番号 331番0の2

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床面積 1階 56.70㎡

2階 56.70㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は，比叡山電鉄鞍馬線「京都精華大前」駅から南方へ約920m（道路距離）に位置する。
- (2) 公売財産の敷地及び公売財産北東側の建物は，大阪国税局の公売財産（売却区分番号8308-2）となっている。
- (3) 公売財産の建築時期は不詳である。

6 法的規制，利用状況等

- (1) 都市計画区域，市街化区域，第一種低層住居専用地域（建蔽率40%，指定容積率60%），10m高度地区，敷地の最低面積（100㎡），風致地区第2種地域（建蔽率30%），岩倉幡枝・円通寺特別修景地域，遠景デザイン保全区域（16）（35），屋外広告第一種地域，宅地造成工事規制区域
- (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地（本山古墳群）
- (3) 公売財産は，公売財産は，平成24年12月現在，第三者が居住しているが利用権限等は不明である。

7 その他公売条件

- (1) 公売財産は，下記大阪国税局公売財産（売却区分番号8308-2）と一括して売

却する。このため、京都市公売財産のみを買い受けるために入札に参加することはできない。

(大阪国税局公売財産)

土地

所 在 京都市左京区岩倉幡枝町

地 番 3 3 1 番

地 目 宅地

地 積 2 5 0 . 9 0 m²

建物

(主である建物の表示)

所 在 京都市左京区岩倉幡枝町 3 3 1 番地

家屋番号 3 3 1 番

種 類 居宅

構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 1 4 8 . 3 0 m²

(附属建物の表示)

符 号 1

種 類 物置・浴室

構 造 木造瓦葺平家建

床面積 1 0 . 2 4 m²

詳細については大阪国税局へ問い合わせること

(大阪国税局徴収部特別整理総括第二課 0 6 - 6 9 4 1 - 5 3 3 1 内線 2 6 0 5 番)

(2) 入札者は、京都市公売財産及び大阪国税局公売財産(以下「各公売財産」という。)に係る公売保証金の全てを納付し、入札価額の合計額は各公売財産の見積価額の合計額以上の価額で、かつ、その価額を各公売財産の見積価額であん分した入札価額をもって入札することを要する。

(3) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。

問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (0 7 5) 2 1 3 - 5 2 1 5

(行財政局税務部収納対策課)